

# 土木積算システムにおける 横浜市週休2日の補正計算について

設計書適用年版が平成31年4月1日基準から令和2年3月31日以内に着手した横浜市週休2日を実施する工事における間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）は、土木積算システムでは、以下のとおりの考え方で積算されています。

## 1. 間接工事費における週休2日の補正計算

### (1) 共通仮設費率

#### 共通仮設費率の補正係数：1.02

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

#### ① 共通仮設費率（補正前）

現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

$$Kr = A \cdot P^b \text{（小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

$Kr$ ：共通仮設費率（%）（補正前）

$P$ ：共通仮設費対象額  $A, b$ ：工種毎に決まる係数

#### ② 共通仮設費率（施工地域補正後）

$$Kr' = Kr \cdot Sr \text{（小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

$Kr'$ ：共通仮設費率（施工地域補正後）（%）

$Kr$ ：共通仮設費率（補正前）（%）

$Sr$ ：施工地域補正係数

#### ③ 共通仮設費率（週休2日の補正後）

$$Kr'' = Kr' \cdot Tr \text{（小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

$Kr''$ ：共通仮設費率（週休2日の補正後）（%）

$Kr'$ ：共通仮設費率（補正前）（%）

$Tr$ ：週休2日の補正係数（補正を行わない場合は、 $Tr = 1.0$ ）

### (2) 現場管理費

#### 現場管理費率の補正係数：1.04

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

#### ① 現場管理費率（補正前）

現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

$$Jo = A \cdot Np^b \text{（小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

$Jo$ ：現場管理費率（%）（補正前）

$Np$ ：現場管理費対象額  $A, b$ ：工種毎に決まる係数

## ② 現場管理費率（施工地域補正後）

$$Jo' = Jo \cdot Sr \text{（小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

$Jo'$ ：現場管理費率（施工地域補正後）（%）

$Jo$ ：現場管理費率（補正前）（%）

$Sr$ ：施工地域補正係数

## ③ 現場管理費率（週休2日の補正後）

$$Jo'' = Jo' \cdot Tr \text{（小数点第3位四捨五入2位止め）}$$

$Jo''$ ：共通仮設費率（週休2日の補正後）（%）

$Jo'$ ：共通仮設費率（補正前）（%）

$Tr$ ：週休2日の補正係数（補正を行わない場合は、 $Tr = 1.0$ ）

## 2. 随意契約方式における週休2日の調整

### （1）共通仮設費率（施工地域補正係数が適用している場合の一般式）

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

$$A \leq (D \times \varepsilon 1) - B \times \varepsilon 2$$

$A$ ：当該追加工事の共通仮設費

$B$ ：現工事の対象額

$C$ ：当該追加工事の対象額

$D$ ：合算工事の対象額

$\varepsilon 1 = \beta 1 \cdot Tr \textcircled{1}$ ： $D$ に相当する週休2日の補正後の共通仮設費率（%）  
（小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）

$\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot Sr \textcircled{1}$ ： $D$ に相当する施工地域補正後の共通仮設費率（%）  
（小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）

$\beta \textcircled{1}$ ： $D$ に相当する施工地域補正前の共通仮設費率

$Sr \textcircled{1}$ ： $D$ に相当する施工地域補正係数

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合は $B$ と $C$ の加重平均による補正係数とする。

$$Sr \textcircled{1} = \frac{B \times Sr \textcircled{2} + C \times Sr \textcircled{3}}{B + C}$$

$Sr \textcircled{1}$ ：( $B + C$ )に相当する施工地域補正係数

$Sr \textcircled{2}$ ： $B$ に相当する現工事の施工地域補正係数

$Sr \textcircled{3}$ ： $C$ に相当する当該追加工事の施工地域補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して

2位止めとする。

$$Tr① = \frac{B \times Tr② + C \times Tr③}{B + C}$$

$Tr①$  :  $(B + C)$  に相当する週休2日の補正係数

$Tr②$  :  $B$  に相当する現工事の週休2日の補正係数  
(補正を行わない場合は、 $Tr② = 1.0$ )

$Tr③$  :  $C$  に相当する当該追加工事の週休2日の補正係数  
(補正を行わない場合は、 $Tr③ = 1.0$ )

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

$\varepsilon 2 = \beta 2 \cdot Tr②$  :  $B$  に相当する現工事の週休2日の補正後の共通仮設費率 (%)  
(小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

$\beta 2 = \beta ② \cdot Sr②$  :  $B$  に相当する現工事の施工地域補正後の共通仮設費率 (%)  
(小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

$\beta ②$  :  $B$  に相当する現工事の施工地域補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあって $A$ が負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、 $A$ が当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

## (2) 現場管理費 (施工地域補正係数が適用している場合の一般式)

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種 (それぞれ純工事費の大きい方の工種) の現場管理費率を適用する。

$$A \leq (D \times \varepsilon 1 + C \times \delta 1) - B \times \varepsilon 2$$

$A$  : 当該追加工事の現場管理費

$B$  : 現工事の対象額 (純工事費)

$C$  : 当該追加工事の調整後の対象額 (純工事費)

$D$  : 合算工事の対象額

$\varepsilon 1 = \beta 1 \cdot Tr①$  :  $D$  に相当する週休2日の補正後の現場管理費率 (%)  
(小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

$\beta 1 = \beta ① \cdot Sr①$  :  $D$  に相当する施工地域補正後の現場管理費率 (%)  
(小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

$\beta ①$  :  $D$  に相当する施工地域補正前の現場管理費率

$Sr①$  :  $D$  に相当する施工地域補正係数

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合は $B$ と $C$ の加重平均

による補正係数とする。

$$Sr① = \frac{B \times Sr② + C \times Sr③}{B + C}$$

$Sr①$  :  $(B + C)$  に相当する施工地域補正係数

$Sr②$  :  $B$  に相当する現工事の施工地域補正係数

$Sr③$  :  $C$  に相当する当該追加工事の施工地域補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$$Tr① = \frac{B \times Tr② + C \times Tr③}{B + C}$$

$Tr①$  :  $(B + C)$  に相当する週休2日の補正係数

$Tr②$  :  $B$  に相当する現工事の週休2日の補正係数

(補正を行わない場合は、 $Tr② = 1.0$ )

$Tr③$  :  $C$  に相当する当該追加工事の週休2日の補正係数

(補正を行わない場合は、 $Tr③ = 1.0$ )

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

$\varepsilon 2 = \beta 2 \cdot Tr②$  :  $B$  に相当する現工事の週休2日の補正後の現場管理費率 (%)  
(小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

$\beta 2 = \beta ② \cdot Sr②$  :  $B$  に相当する現工事の施工地域補正後の現場管理費率 (%)  
(小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

$\beta ②$  :  $B$  に相当する現工事の施工地域補正前の現場管理費率

$\delta 1$  : 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。)

ただし、前記計算の場合にあって $A$ が負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、 $A$ が当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。